第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号L_5中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号中「$J_{12}=0.0453$」を「$J_{12}=0.0447$」に、「$J_{13}=0.0462$」を「$J_{13}=0.0456$」に、「$J_{14}=0.0266$」を「$J_{14}=0.0264$」に、「$J_{15}=0.0204$」を「$J_{15}=0.0203$」に、「$J_{16}=0.0229$」を「$J_{16}=0.0227$」に改め、同号算式の符号J_{17}中「0.0163」を「0.0162」に、「0.0245」を「0.0242」に改め、同号算式の符号J_{18}中「0.0170」を「0.0169」に、「0.0232」を「0.0230」に改め、同号算式の符号J_{19}ア中「0.0059」を「0.0168」に改め、同号算式の符号J_{19}イ中「0.0059」を「0.0233」に改め、同号算式の符号J_{21}の次に次のように加える。

			J_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0045
				イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号K_5中「平成21年度」を「平成22年度」に、「ものの額」を「もの（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）の額」に改め、同号算式の符号中「$L_{15}=0.0204$」を「$L_{15}=0.0203$」に、「$L_{16}=0.0229$」を「$L_{16}=0.0227$」に改め、同号算式の符号L_{17}中「0.0163」を「0.0162」に、「0.0245」を「0.0242」に改め、同号算式の符号L_{18}中「0.0170」を「0.0169」に、「0.0232」を「0.0230」に改め、同号算式の符号L_{19}ア中「0.0059」を「0.0168」に改め、同号算式の符号L_{19}イ中「0.0059」を「0.0233」に改め、同号算式の符号L_{21}の次に次のように加える。

			L_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0045
				イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号M_5中「平成21年度」を「平成22年度」に、「ものの額」を「もの（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）の額」に改め、同号算式の符号中「$N_{15}=0.0136$」を「$N_{15}=0.0135$」に、「$N_{16}=0.0153$」を「$N_{16}=0.0151$」に改め、同号算式の符号N_{17}中「0.0109」を「0.0108」に、「0.0163」を「0.0161」に改め、同号算式の符号N_{18}中「0.0155」を「0.0153」に改め、同号算式の符号N_{19}ア中「0.0039」を「0.0112」に改め、同号算式の符号N_{19}イ中「0.0039」を「0.0156」に改め、同号算式の符号N_{21}の次に次のように加える。

			N_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0030
				イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0030

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号P_{18}中「0.0568」を「0.0561」に、「0.1008」を「0.0993」に改め、同号算式の符号P_{19}ア中「0.0180」を「0.0548」に改め、同号算式の符号P_{19}イ中「0.0180」を「0.1008」に改め、同号算式の符号P_{21}の次に次のように加える。

			P_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0134
				イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0134

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号Q_5中「平成21年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債」を「平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債」に、「及び平成21年度」を「並びに平成21年度及び平成22年度」に改める。

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号R_5の次に次のように加える。

			R_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0045
				イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号S_5中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号T_{18}中「0.0283」を「0.0282」に、「0.0387」を「0.0383」に改め、同号算式の符号T_{19}ア中「0.0098」を「0.0280」に改め、同号算式の符号T_{19}イ中「0.0098」を「0.0389」に改め、同号算式の符号T_{21}の次に次のように加える。

			T_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0076
				イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号U_5中「及び平成21年度」を「から平成22年度までの各年度」に改め、同号算式の符号V_{21}の次に次のように加える。

			V_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0106
				イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号Ｖの次に次のように加える。

			Y	立替施行者が立替施行をした中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第三の十三に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
			Z	義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びにＹにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
			AA	義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債、平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びにＹにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）